

石狩市社会福祉協議会ふれあい給食サービス実施要綱

1. 趣旨

孤立化しやすいひとり暮らし高齢者並びに高齢者夫婦世帯が、ふれあいを通して地域との結びつきを深め、孤立化を防ぐことを目的とする。

同時に、地区社協・町内会役員、民生委員、ボランティア等の地域関係者が同じ地域に住む身近な方への事業を実施することで、より心の通ったつながりある地域となることを願い実施する。

2. 対象者

この事業の対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 70歳以上のひとり暮らし高齢者で、近所に身内のいない方
- (2) 70歳以上の高齢者夫婦世帯で、近所に身内のいない方

ただし、2か月に1回以上、「会食会」を実施する地区については、「会食会」に限定し、対象者を70歳以上の方とする。(ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯に限定しない)

なお、細部については、実施地域にて別に定める。

3. 実施主体

地域に地区社協が組織している場合は、地区社協単位での実施とする。地区社協が組織していない地区は町内会単位での実施も可能とする。

4. 給食サービスの方法

このサービスで提供する給食は1食あたりの単価を600円とする。但し、食材等を購入し地域関係者の調理で食事を準備する場合は、平均した単価を600円に近づけるものとする。

給食の方法はボランティア、民生委員の方々の協力を得て、対象者を一堂に会して食事をする「会食」と、自宅等に食事を配達する「配食」とし、実施回数は月1回以上として2回を上限とする。但し、配食の場合、コミュニケーションを意識するなど利用者とのふれあいに充分留意し、実施することとする。また、可能な限り社協が定める「参考」ふれあい給食サービス用メッセージのしまたはお手紙等を使用し、利用者並びに地域関係者に趣旨の理解を深めてもらうこととする。

5. 利用者負担金

- (1) このサービスに要する利用者負担金は、1食につき300円とする。但し、1食当たり600円以上の単価を希望する場合は、その超過する額を300円に加算した額を利用者負担金とする。
- (2) 利用者負担金は、月分を一括総括責任者において収納し月末までに社協に納入する。

6. 届出等

- (1) このサービスの実施を希望する地域は、総括責任者を選任し、民生委員との協力の上、対象者を把握する。
- (2) 年度当初、総括責任者は、地域の事業協力者(ボランティア)と利用希望者名簿を、社協に届け出するものとする。
- (3) 総括責任者は、会食希望者数、または配食希望者数並びに参加ボランティア数を3日前までに社協に通知する。
また、副食を希望する実施地域は事前に届け出するものとし、それに係る料金については、地域または利用者が負担するものとする。

7. 決定等

社協会長は、前条届出等を受理したときは、民生委員の協力を得て速やかに事項を調査し当該届出者に実施可能な指導を行い、事業決定の通知をするものとする。

8. 実施結果報告

総括責任者は、実施の結果を月分給食サービス実施結果報告書により利用者の利用状況をすみやかに社協に届出するものとする。

9. ボランティアへの実費弁償について

ボランティアに対する費用弁償については、社会福祉法人石狩市社会福祉協議会旅費規程を準用する。

なお、支給の方法は年度末に一括して、各地区に現金にて支給する。

10. 試食等について

ふれあい給食実施地区ボランティアは、年に1回試食会を実施できる。
費用は、1食600円(税込)を上限として、社会福祉協議会にて全額負担する。
実施の際には、必ず社協に連絡をし、実施後は報告書を提出する。

会食時の参加ボランティアにかかわる給食は、参加者(ふれあい給食登録利用者)の1/3以内を上限として、当会にて負担する。

11. その他

実施地域は、この要綱に定めるもののほか、問題が生じた場合は、その都度協議のうえ実施する。

12. 附則

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常サービスを中止した場合の特例を別表に定める。

この要綱は、平成9年7月1日より施行する。

給食サービスの実施について(平成2年10月23日)は、廃止する。

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日より施行する。